

# サポーターズタイムズ Supporters Times



2008年(平成20年)  
4月1日(毎月1日発行) **No. 153**

秋葉けんやサポーターズ事務所  
自由民主党宮城県衆議院比例区第一支部  
〒981-3121 仙台市泉区上谷刈4-17-16  
Tel 022(375)4477  
Fax 022(375)0057

## 衆議院議員秋葉けんや政策・活動レポート

購読料 年額6,000円  
編集 集 (株)アクトジャパン

### 平成20年度予算と成長力強化への早期実施策

新年度予算(83兆613億円)が無事、年度内に成立しました。2月末に衆議院で可決された予算案と予算関連法案は直ちに参議院へ送付されました。しかし、参議院の野党は、予算案の議論には応じたものの、その裏付けとなる租税特別措置法案や公債発行特例法案などのいわゆる予算関連法案(歳入法案)の審議を一切拒否し、この4週間まったく議論されないという異常事態でした。3月末日までに結論を得るといふ両院議長の斡旋案を無視し、審議拒否を続けた野党の態度は極めて無責任であり、厳しく批判しておきたいと思ひます。

福田首相は、最終的に「道路特定財源をこの新年度で廃止し、来年度からすべてを一般財源化する」という思い切った修正案を野党に提示しましたがこれも拒否されました。自党内でも反発のある一般財源化を総理の決断で打ち出したことは画期的なことであり、私はこれを強く支持したいと思ひます。これだけ踏み込んだ修正案を受け入れない野党は、党利党略しか考えていないと言い切つてよいと思ひます。

年度末ぎりぎりの3月31日になつてようやく、ガソリン税の暫定税率分を除いて、租税特別措置法案と地方税法案の4月1日で切れる期限を5月末日まで延長するといういわゆるつなぎ法案に衆参が同意し、とりあえず大きな混乱を回避したものの、4月末までには衆議院で予算関連法案を再可決し、歳入欠陥が長引かないようにする必要があります。さらに歳出関連の法案も現時点(3月31日)で未成立です。地方交付税改正法案の成立が遅れば、暫定税率の分と合わせて、地方自治体の歳入に大きな穴が開いてしまふし、道路整備費財源特例法案が成立しなければ、道路工事の発注もできない状況になるでしょう。

日銀総裁の人事案件を含めて、こうした「ねじれ国会」の影響は相当に深刻であり、「政治の不毛」が経済・景気の足を引っ張っているかのような状況を一刻も早く打開していかなばなりません。かつて英国宰相を務めたウィンストン・チャーチルは「真の政治家は、派閥の上に党を、党の上に国家を念頭に決断する」と述べましたが、まさにその通り、われわれ政治家は、常に国民の目線に立って、国益を最優先に政策判断すべきだと思ひます。

ところで予算案の一般会計総額は昨年比0.2%増の83兆613億円で、歳入不足を補う新規国債の発行額は、骨太方針の2006の通り25.3兆円に抑えて、4年連続で減らしてきました。公債依存度も30.5%で着実に低下させています。ただし、公債の残高は依然として高水準なので、財政規律が緩まぬようさらに一層の歳出改革が不可欠です。

予算の重点化や効率化とともに重要なのは、景気回復のための成長力の強化策です。原油・素材価格の高騰に加えてドル安に伴う円高が企業収益に影響を与えつつあり、中小企業の体質強化を柱とした「成長力強化への早期実施策」を閣議決定し、今年度より具体的な事業の中で本格的に取り組んでいくことにしております。政治主導で景気回復を図るといふ力強いメッセージを国民の皆さんにしっかりと発信していくことが急務だと考えております。



わかりやすい身近な政治を実現するため、国会議員になってからも、毎週月曜日早朝2時間の街頭演説を続けています。(独立行政法人等監事連絡会第27回総会で挨拶する秋葉政務官)

総務大臣政務官  
衆議院議員

秋葉賢也

## 総務大臣政務官就任記念 秋葉けんや君を励ます会2008!

3月17日、仙台エクセルホテル東急において、「総務大臣政務官就任記念～秋葉けんや君を励ます会2008」が開催されました。当日は、ご出席を予定していた増田総務大臣が参院予算委員会出席のため、ご参加いただけず非常に残念でしたが、政務ご多用の中、改革フォーラム「新しい風」会長の武部勤衆議院議員をはじめ、大勢の皆様にご出席頂き、華やかで素晴らしい会を開催する事ができました。



ご参会頂いた皆様に、心から深く御礼申し上げます。  
◀乾杯の音頭をとる村井知事

## 秋葉けんや 国政報告会開催のご案内

(泉区) 4月18日(金) 19時～  
泉中央市民センター  
(泉区市名坂東裏53-1)  
TEL 022-372-8101

(宮城野区) 4月25日(金) 19時～  
中野栄コミュニティ・センター  
(宮城野区栄3-11-11)  
TEL 022-254-6050

(若林区) 4月26日(土) 19時～  
連坊コミュニティ・センター  
(若林区連坊1-7-15)  
TEL 022-291-1826

### お知らせ：【発明王 エジソン展 ～知られざる天才の秘密～】

秋葉代議士がバンダイの上野社長とお会いした時、エジソンの発明品をコレクションし、貸出しているという話を伺い、仙台の子供たちにも見てもらいたいと思い仙台での展示会開催を提案し実現したものです。

この展示会では、エジソンの発明過程や技術の背景を探ることができます。是非一度、ご家族でご覧になってみませんか。

日時 平成20年4月26日～6月15日(休館：月曜日) 9時30分～17時

会場 東北歴史博物館 特別展示場

観覧料 一般・大学生800円、高校生500円、小中学生200円

☆土日祝日については、先着2500名まで、小中学生無料



## 「デジタル・ネット時代における 知財制度専門調査会」設置を決定

官邸で開催された「知的財産戦略本部会合」に総務大臣政務官として出席して参りました。

本日の会合では、近年のデジタル技術の発展やネットワーク化の浸透に対応した知財制度の課題と対応の在り方に関する調査・検討を行う「デジタル・ネット時代における知的財産制度専門調査会」の設置を決定し、既存のコンテンツ・日本ブランド専門調査会や知的財産による競争力強化専門調査会と連携して調査・検討を進めることになりました。

(官邸大会議室にて)



## 実用的な外国語コミュニケーション 能力を養う公教育の実現化へ!



3月下旬の学習指導要領(改訂)に従って、来年4月から先行実施され、平成23年4月には小学校で完全実施される「外国語活動の導入(小5・6年生が対象)」に先立ち、文部科学省職員と共に、実践的な外国語教育を行っている地元・仙台的明泉学園(明泉幼稚園)を視察して参りました。

### 秋葉 賢也 (あきば けんや) プロフィール

- 昭和37年7月3日宮城県生まれ、45才。
- 角田高校を経て、中央大学法学部卒業、東北大学大学院法学研究科博士課程前期修了。
- (財)松下政経塾卒業(第9期生 宮城県初)を経て、宮城県議会議員(三期)を務める。
- 現在、総務大臣政務官、衆議院議員(二期目)。
- 著書：「地方議会における議員立法」(文芸社)、「東北の夢創造」(ぎょうせい)。
- 趣味：野球、空手などスポーツ、音楽、映画。





## ☆「後期高齢者医療制度」が 4月から始まっています!

75歳以上の高齢者を対象とした新たな医療制度(「後期高齢者医療制度」)が、4月1日よりスタートします。

### 《新しい医療制度のポイント》

☆75歳以上の方一人ひとりに「被保険者証」が交付されます!



☆保険料負担が公平になります!

新しい制度では、高齢者の皆さんに、負担能力に応じて公平に保険料を負担して頂きます。また、原則的に、都道府県内で同じ所得であれば、同じ保険料になります。

☆高齢者の方にふさわしい医療をめざします!

新しい制度では、高齢者の暮らしに配慮した治療を導入されるような仕組みを導入するとともに、在宅医療を充実させ、介護サービスとの連携強化も図ります

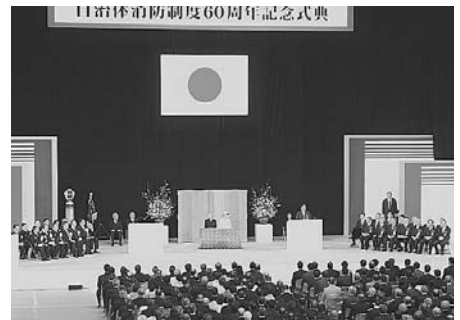
☆高額医療・高額介護合算制度を新たに設けます!

同一世帯の被保険者において、医療保険の患者負担と介護保険の自己負担の両者が発生している場合、これらを合算した額について年額に上限額を設け、被保険者の負担を軽減致します。

## 「自治体消防制度60周年記念式典」に出席!

「消防組織法」(昭和22年12月23日交付、昭和23年3月7日施行)に基づき、自治体消防制度が誕生してから60年を迎えた3月7日、天皇皇后両陛下ご出席の下で開催された「自治体消防制度60周年記念式典」に、総務大臣政務官として出席して参りました。

式典では、消防行政の発展に尽力し、且つ顕著な功績を残した関係者の表彰も行われました。



日本武道館にて

## 総務省入省式で政務官として激励!

平成20年度総務省新規採用職員入省式が総務省講堂で開催され、大臣政務官として出席致しました。式では、I種・II種・III種併せて100

名に上る新規採用者に対し、増田総務大臣が国民の目線に立った行政のあり方と現場主義の重要性について訓示で触れ、晴れ晴れしいスタートとなりました。



## 地方分権の促進に向けて!

～日本国政府とビジネス円卓会議にて～

3月5日、総務大臣政務官として、ザ・エコノミスト・グループ主催の「日本国政府とビジネス円卓会議」にお招き頂き、「総務省における地方財政健全化への取り組みの現状と課題」をテーマにして、ゲスト・スピーチを行いました。

久しぶりに松下政経塾後輩の中田市長や県議時代から親しくさせていただいている片山前県知事と活発な議論を交わすことが出来ました。

(片山善博(前鳥取県知事・現慶応義塾大学教授)、中田宏(横浜市長)と)



## 総務省所管の(独)「平和特別事業祈念基金」を視察!

総務大臣政務官として、独立行政法人「平和祈念事業特別基金」を視察致しました。

この基金は、今次の大戦における尊い戦争犠牲者を銘記し且つ永遠の平和を祈念するために、恩給欠格者、戦後強制抑留者、引揚者等の関係者の労苦について国民の理解を深めることで関係者に対して慰藉の念を示す事業を行うことを目的として設立された総務省所管の独立行政法人です。客観的な資料に基づく正しい歴史認識の重要性を改めて感じました。

(「平和祈念展示資料館」にて)



## 改正 スポット

# ～ 社会・経済の変化に応じた施策の実現へ～



## 改正パートタイム労働法 ～4月1日から施行しています～

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律、いわゆる「改正パートタイム労働法」が4月1日より施行されました。改正のポイントをご紹介します。

### ①労働条件の文書交付等

→パートタイム労働者の「昇給の有無」「退職手当の有無」「賞与の有無」を文書で明示することを事業主の義務としました（第6条）

### ②均等待遇の確保義務

→通常の労働者と同視すべきパートタイム労働者について、パートタイム労働者であることを理由に、「賃金の決定」「教育訓練」「福利厚生制度の利用」その他の待遇について、事業主による差別的取り扱いを禁止しました（第8～11条）

### ③通常の労働者への転換措置義務

→通常の労働者への転換を推進するための措置（例えば、通常の労働者への転換のための試験制度を設ける等）を講じるよう、事業主に義務づけています（第12条）

### ④待遇の決定についての説明義務

→雇い入れられたパートタイム労働者が、その待遇の決定において考慮した事項を説明するよう事業主に求めた場合、事業主に説明義務が生じることになりました（第13条）

### ⑤苦情処理・紛争解決の努力義務化

→パートタイム労働者から苦情の申出を受けた場合、事業主に対して事業所内で自主的な解決を図るよう努力義務が規定されました（第19条）

☆厚労省では、300人以下の中小企業に対して、パートタイム労働者、契約社員、派遣社員などの非社員を正社員として採用した場合に助成金を支給する制度を4月からスタートしています。

(1) 新たに転換制度を導入し、かつ当該制度を利用して、直接雇用する有期契約労働者を1人以上転換させた場合

⇒ 1事業主あたり35万円

(2) 転換制度を導入した日から3年以内に、直接雇用する有期契約労働者を3人以上転換させた場合

⇒ 1人あたり10万円を10人まで支給

お問い合わせ等に関しては、宮城県労働局（企画室） 022-299-8834 まで！

## 中小企業への応援強化へ！

中小企業庁では、原油高騰による中小企業の皆様の経営応援を強化するため、4月以降も継続して受けられる施策を実施しています。



### ①原油・建築問題への金融支援

→政府系金融機関（中小企業金融公社、国民生活金融公庫、商工組合中央金庫）で、低金利の融資が受けられます。

→信用保証協会では、別枠かつ割安な保証料で保証を受けられます（セーフティネット保証）

→国民生活金融公庫（国民公庫）では、第三者保証人なしで融資を受けられる限度額が、2000万円から4800万円に拡大されました！

→無担保・無保証人で国民公庫から融資を受ける「マル経」融資制度も活用できます。

☆お問い合わせは、中小企業金融公庫 仙台支社 022-223-8141

### ②違法な下請取引の取締り強化

→優越的地位を利用した一方的な買いたたきや支払い遅延等は法律違反です。書面調査の増大（現行の12万社→17万社）などにより、法律に基づく取締りを強化しています。

→買いたたき等、下請取引の悩みについて、安心して相談ができる「駆け込み寺」を、全国に整備しています。

☆お近くの相談窓口は、東北経済産業局産業部中小企業課 022-222-2452